

新旧対照表

(新)		(旧)	
調査・設計等業務における配置技術者の資格要件等に関するQ&A		調査・設計等業務における配置技術者の資格要件等に関するQ&A	
令和8年5月		令和7年8月	
I 資格要件、実務経験等について		I 資格要件、実務経験等について	
質問及び回答		質問及び回答	
1	質問	RCCMの部門限定について、発注者側から当該業務に該当する登録技術部門を示されるのか。	RCCMの部門限定について、発注者側から当該業務に該当する登録技術部門を示されるのか。
	回答	特記仕様書等で明示します。	特記仕様書等で明示します。
2	質問	照査技術者の資格要件は、従来と同様、管理技術者と同等となるのか。	照査技術者の資格要件は、従来と同様、管理技術者と同等となるのか。
	回答	従来通り、管理技術者に求める資格要件と同等とします。	従来通り、管理技術者に求める資格要件と同等とします。
3	質問	落札候補者となった後に技術者の配置が困難となり、契約ができなくなった場合は、指名停止等のペナルティが課せられるのか。	落札候補者となった後に技術者の配置が困難となり、契約ができなくなった場合は、指名停止等のペナルティが課せられるのか。
	回答	落札者決定前に落札候補者に対して技術者配置に関する確認を行うこととしています。ここで、技術者の配置が困難となった場合は無効入札として取り扱うこととし、ペナルティはありません。	落札者決定前に落札候補者に対して技術者配置に関する確認を行うこととしています。ここで、技術者の配置が困難となった場合は無効入札として取り扱うこととし、ペナルティはありません。
4	質問	実務経験により資格保有者と同等とみなすものの要件の、「同種又は類似業務」として評価する業務については、発注者側で示されるのか。	実務経験により資格保有者と同等とみなすものの要件の、「同種又は類似業務」として評価する業務については、発注者側で示されるのか。
	回答	同種又は類似業務については、国土交通省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）」の『[参考8] 同種・類似業務の取扱い事例について』によることとしています。なお、疑義がある場合は、発注事務所に確認をしてください。（別紙①を参照）	同種又は類似業務については、国土交通省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）」の『[参考8] 同種・類似業務の取扱い事例について』によることとしています。なお、疑義がある場合は、発注事務所に確認をしてください。（別紙①を参照）
5	質問	資格保有者と同等とみなす者の実務経験とする業務が複合業務（測量・設計等の混合発注）の場合、委託料の総額が100万円以上であればよいのか、当該業務の委託料の額が100万円以上でなければ実務経験とみなされないのか。	資格保有者と同等とみなす者の実務経験とする業務が複合業務（測量・設計等の混合発注）の場合、委託料の総額が100万円以上であればよいのか、当該業務の委託料の額が100万円以上でなければ実務経験とみなされないのか。
	回答	複合業務の委託料の総額ではなく、該当業務の委託料の額が100万円以上のものを、資格保有者と同等とみなす者の実務経験とします。複合業務の委託料の総額が100万円以上であっても、該当業務の委託料の額が100万円未満の場合は、実務経験とはみなしません。※実務経験の委託料の額（消費税込み）は精算額とします。	複合業務の委託料の総額ではなく、該当業務の委託料の額が100万円以上のものを、資格保有者と同等とみなす者の実務経験とします。複合業務の委託料の総額が100万円以上であっても、該当業務の委託料の額が100万円未満の場合は、実務経験とはみなしません。※実務経験の委託料の額（消費税込み）は精算額とします。

新旧対照表

(新)			(旧)		
6	質問	実務経験の確認は、どのような方法で行われるのか。	6	質問	実務経験の確認は、どのような方法で行われるのか。
	回答	受託者からの提出資料（経歴書）により確認します。また、不明な点があれば、テクリス等により確認します。 なお、虚偽の資料提出等があった場合は、「不正又は不誠実な行為」として指名停止等の措置の対象となります。		回答	受託者からの提出資料（経歴書）により確認します。また、不明な点があれば、テクリス等により確認します。 なお、虚偽の資料提出等があった場合は、「不正又は不誠実な行為」として指名停止等の措置の対象となります。
7	質問	実務経験が複合業務の場合、該当業務の委託料の額が100万円以上である確認は、どのような方法で行われるのか。	7	質問	実務経験が複合業務の場合、該当業務の委託料の額が100万円以上である確認は、どのような方法で行われるのか。
	回答	受注者から提出された該当業務の委託料の額の算出根拠となる資料により金額を確認します。国市町等業務の実務経験の場合も、同様な方法で確認します。		回答	受注者から提出された該当業務の委託料の額の算出根拠となる資料により金額を確認します。国市町等業務の実務経験の場合も、同様な方法で確認します。
8	質問	用地調査等業務委託における管理技術者の配置要件で、実務経験を有する者とあるが、民間事業の実績を実務経験に含めてよいか。	8	質問	用地調査等業務委託における管理技術者の配置要件で、実務経験を有する者とあるが、民間事業の実績を実務経験に含めてよいか。
	回答	土地収用法第3条第1項各号に係る民間事業で、調査及び補償費算定を行っていることが経歴書等により確認ができる場合、実績を実務経験に含めることができます。		回答	土地収用法第3条第1項各号に係る民間事業で、調査及び補償費算定を行っていることが経歴書等により確認ができる場合、実績を実務経験に含めることができます。
9	質問	照査技術者の配置を求められていない業務において、自主的に照査技術者を配置した場合、記載が必要な提出書類等はあるか。	9	質問	照査技術者の配置を求められていない業務において、自主的に照査技術者を配置した場合、記載が必要な提出書類等はあるか。
	回答	記載が必要な提出書類等はありません。 業務計画書については、設計図書において照査技術者による照査を求めているため記載は必須ではありませんが、受注者の履行体制や品質確保の方針を示す観点から、記載することは差し支えありません。 なお、提出書類等に記載してはならないものとして、「管理技術者および照査技術者選任通知書」および「テクリス」が該当します。		回答	記載が必要な提出書類等はありません。 業務計画書については、設計図書において照査技術者による照査を求めているため記載は必須ではありませんが、受注者の履行体制や品質確保の方針を示す観点から、記載することは差し支えありません。 なお、提出書類等に記載してはならないものとして、「管理技術者および照査技術者選任通知書」および「テクリス」が該当します。
10	質問	照査技術者の配置を求められていない業務において、自主的に照査技術者を配置した場合、テクリスに担当技術者として登録することは可能か。	10	質問	照査技術者の配置を求められていない業務において、自主的に照査技術者を配置した場合、テクリスに担当技術者として登録することは可能か。
	回答	照査技術者は第三者的な立場で内容確認を行う役割であり、本来、担当技術者と兼ねることはできません。 ただし、自主的に配置した場合において、照査業務に加えて設計・調査等の実務にも従事している場合は、テクリスに担当技術者として登録することは可能です。 なお、照査業務のみを行った場合は、担当技術者として登録することはできません。		回答	照査技術者は第三者的な立場で内容確認を行う役割であり、本来、担当技術者と兼ねることはできません。 ただし、自主的に配置した場合において、照査業務に加えて設計・調査等の実務にも従事している場合は、テクリスに担当技術者として登録することは可能です。 なお、照査業務のみを行った場合は、担当技術者として登録することはできません。